

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2024年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業・介護休業、育児休業給付、社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●2021年4月以降

社員が、育児・介護支援策を利用しながら働き続けられるよう、制度の周知や情報提供を行う。

目標2：従業員全員の所定外労働時間の削減を図る。

<対策>

●2021年4月以降

新しく導入する勤怠入力システムにより、常に所定外労働時間の見える化を図り、個人だけでなく、上司も意識して時間外管理を行う。

目標3：年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

<対策>

●2021年4月以降

新しく導入する勤怠入力システムにより、常に年次有給休暇の見える化を図り、現状を把握する。また、休暇の取りやすい職場づくりを進める。